

4. そ の 他



内 閣 府
仕事と生活の調和推進室

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)連続シンポジウムの開催について

今年、「仕事と生活の調和元年」です。

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を実現するためには、国民の皆様全員が働き方や暮らし方について考え、力を合わせて取り組んでいく必要があります。

そこで、内閣府では、仕事と生活の調和に関わりの深いテーマで連続シンポジウムを開催し、「考えるきっかけ」と「取組の輪」をつないでいきます。

Vol. 001 済^済ワーク・ライフ・バランス シンポジウム (2月16日(土)、東京都千代田区)
(男女共同参画社会に繋がる仕事と生活の調和の実現)

Vol. 002 子育てを支える「家族と地域のきずな」フォーラム (2月23日(土)、高知県高知市)
(ワーク・ライフ・バランス企業に関する分科会の実施 など)

Vol. 003 少子化対策を考える国際シンポジウム (3月13日(木)、東京都港区)
(諸外国(英国、ドイツ、韓国)、日本における仕事と生活の調和の取組 など)

Vol. 004 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて (3月17日(月)、東京都千代田区)
(仕事と生活の調和に向けた企業の克服課題 など)

上記のほか、(主催)(財)社会経済生産性本部、(共催)内閣府による「ワーク・ライフ・バランス実践セミナー～地域レベルでの連携と推進を目指して～」(2月26日(火))が行われます。

詳しくは、仕事と生活の調和ポータルサイト内のイベント情報でご覧になれます。

(<http://www8.cao.go.jp/wlb/index.html>)

本件問い合わせ先:

内閣府仕事と生活の調和推進室 佐藤、清水

電話: 03-3581-9268 (直通)

「子育てを支える『家族・地域のきずな』フォーラム全国大会・地方大会」 並びに「官民連携子育て支援推進フォーラム全国リレーシンポジウム」 の共催について（依頼）

平素より少子化社会対策に御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

内閣府では、生命を次代に伝え育んでいくことや家族の大切さについての理解を社会全体で深めていくため、「子育てを支える『家族・地域のきずな』フォーラム全国大会・地方大会」（別紙1）を、また、企業における仕事と育児の両立支援や働き方の見直しを進めるため、「官民連携子育て支援推進フォーラム全国リレーシンポジウム」（別紙2）を、本年度に引き続き来年度も地方公共団体等との共催でそれぞれ開催することとしています。

開催にあたりましては、各地方公共団体のご意向を十分反映させて実施したいと考えておりますので、共催に向けて御検討くださいますようお願い申し上げます。

つきましては、標記事業の共催について御意見をお伺いいたしたく、御多忙中恐縮に存じますが、各アンケート用紙に御記入の上、3月14日（金）までに御回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、開催地の選定にあたり、過去に類似のシンポジウム等を実施していない地方公共団体を優先することもありますので、あらかじめご留意ください。

■連絡先

（家族・地域のきずな）

櫻井、坂上さかうえ

電話 03-3581-9721

FAX 03-3581-0992

（リレーシンポジウム）

中川、金山

電話 03-3581-1403

FAX 03-3581-0992

(別紙1)

平成20年度子育てを支える「家族・地域のきずな」フォーラム
全国大会・地方大会の共催について

- 1 趣旨 少子高齢化が急速に進行している中で、安心して子どもを産み育てることのできる環境の整備や、社会全体で働き方の改革を進め、仕事と生活の調和の推進を図るなど、少子化対策をさらに効果的・総合的に推進していくことが求められているが、同時に、生命を次代に伝え育んでいくことや、家族の大切さ、家族を支える地域の力が国民に広く認識されることが必要である。

このため、本年度から「家族・地域のきずなを再生する国民運動」を展開していくこととし、地方公共団体、関係団体及び有識者等と連携し、家族や地域のきずなの重要性を呼びかけるための大会(子育てを支える「家族・地域のきずな」フォーラム全国大会・地方大会)の開催や広報・啓発活動を実施し意識や行動の変革を促すこととする。

- 2 主 催 内閣府及び各開催地の都道府県等
(関係団体との共催等、弾力的な対応が可能です)

- 3 開催地 全国4箇所

- 4 大会のイメージ

全体大会(主催者挨拶、講演、パネルディスカッション等)、分科会等を行うとともに、家族で参加・体験し、多世代の人たちと触れ合えるコーナーを設け、家族連れなど多くの方々の参加を得て、家族や地域のきずなの素晴らしさを肌で感じてもらう。

○ 全体大会

主催者挨拶(少子化担当大臣、開催都道府県知事)

「家族・地域のきずな」作品コンクール表彰式(全国大会のみ)

講演・トーク

パネルディスカッション など

○ 分科会、取組事例発表 など

○ 親子ふれあいコーナー、ミニイベント、展示コーナー など

※ 今年度実施の4大会概要は別添のとおりです。

本国民運動 HP [<http://www8.cao.go.jp/shoushi/kizuna/index.html>]も御覧ください。

- 5 その他

- ・ 開催経費は、内閣府で負担します。
- ・ 各事業の運営につきましては外部の事業者へ委託しますが、開催に当たりご協力をお願いします。

(別添)

<p>全国大会(富山) 11月18日(日)開催</p>	<p>茨城大会 11月23日(祝)開催</p>	<p>静岡大会 2月2日(土)開催</p>	<p>高知大会 2月23日(土)開催</p>
<p>■全体大会 オープニング 主催者挨拶 ・上川大臣 ・富山県知事 作品コンクール表彰式 基調講演(有識者) トーク パネルトーク</p>	<p>■全体大会 オープニング 主催者挨拶 ・上川大臣 ・茨城県知事 (開催県表彰事業) 基調講演(有識者) 講演</p>	<p>■全体大会 オープニング 主催者挨拶 ・上川大臣 ・静岡県知事 講演 創作劇 (家族の大切さを伝える)</p>	<p>■全体大会 オープニング 主催者挨拶 ・上川大臣 ・高知県知事 (開催県表彰事業等) 講演(有識者) トーク パネルトーク</p>
<p>●分科会 ①情報化が子どもに与える影響 ②伝えよう、親心 ～親として、企業人として～</p>	<p>●分科会 ①夢のある家庭や子育てができる社会を築く ②伝統文化を復活させて子どもを育てよう</p>	<p>●分科会 ①子育てを支える地域の力</p>	<p>●分科会 ①親父の地ナジ始まります ②農でひろがる地域のきずな ③ワーク・ライフ・バランス企業を目指して</p>
<p>●イベント・展示等 ・親子おすし教室 ・親子郷土料理教室 ・おもしろ科学実験教室 ・移動子どもみらい館 ・展示コーナー など</p>	<p>●イベント・展示等 ・地域親コーナー ・おはなし広場 ・おもちゃで遊ぼう ・育児相談コーナー ・展示コーナー など</p>	<p>●イベント、展示等 ・親子交流広場 ・子どものプログラム ・親子料理教室 ・展示コーナー など</p>	<p>●イベント、展示等 ・親子で食育料理教室 ・親子科学教室 ・まちの保健室・育児相談会 ・展示コーナー など</p>
<p>※その他 ・開催県関連事業</p>	<p>※その他 ・食育・地産地消 PR コーナー</p>	<p>※その他(関連イベント) ・食の県民大交流会(食育関連)</p>	<p>※その他</p>

(別紙2)

「官民連携子育て支援推進フォーラム全国リレーシンポジウム」の開催について

1 趣旨

少子化の流れを変えるためには、企業や地域における子育て支援の一層の推進を図ることが重要である。働き方の見直しや仕事と家庭・子育ての両立を促進するため、企業経営者、勤労者を含む社会全体の意識改革を図る官民一体となった国民的な運動を展開するため、シンポジウムを開催し意識や行動の変革を促すこととする。

2 主催

内閣府及び各開催地の自治体等

3 後援(予定)

日本経済団体連合会、経済同友会、日本商工会議所、全国商工会連合会
全国中小企業団体中央会、日本労働組合総連合会、全国知事会 等

4 開催地

全国6か所

5 内容

○ 分科会(事例研究会) (10:30~12:00)

分科会1 企業における子育て支援の取組について

分科会2 地域における子育て支援について

○ シンポジウム(13:15~16:30)

13:15 開会/主催者あいさつ(内閣府・開催自治体)

13:25 基調講演(有識者等 所要1時間)

14:25 休憩

14:40 パネルディスカッション(所要1時間50分)

パネリスト

内閣府、開催県知事、経済界代表(大企業)、経済界代表(中小企業)、労働組合関係者(連合)

コーディネーター 有識者

16:30 閉会

6 その他

① 平成19年度の開催実績は、「平成19年度官民連携子育て支援推進フォーラム全国リレーシンポジウム開催実績」(別添)のとおりです。

② 開催経費は、内閣府で負担します。

③ 各事業の運営につきましては外部の事業者へ委託しますが、開催に当たり御協力をお願いいたします。

(別添)

平成19年度官民連携子育て支援推進フォーラム全国リレーシンポジウム開催実績

愛知県シンポジウム 9月18日(火)開催	熊本県シンポジウム 10月16日(火)開催	石川県シンポジウム 11月5日(月)開催
<p>■分科会1 (事例紹介発表者) ・野田龍弘 カゴメ(株)人事総務部長 ・宮内さち子 (株)アドバ取締役 (コーディネーター) ・吉田良生 朝日大学教授</p> <p>■分科会2 (事例紹介発表者) ・丸山政子 NPO 法人まめっこ理事長 ・岩田修治 柳原通商店街振興組合理事長 (コーディネーター) ・林陽子 中部学院大学短期大学部教授</p>	<p>■分科会1 (事例紹介発表者) ・芹川哲朗 (株)イノス代表取締役 ・吉村正信 トレジャーオブテクノロジー(株)常務取締役 (コーディネーター) ・荒井勝彦 熊本学園大学経済学部教授</p> <p>■分科会2 (事例紹介発表者) ・釘羽逸朗 健軍商店街振興組合理事長 ・島田真由美 植木町山東子育て支援委員会 かちやりばんこ代表 (コーディネーター) ・伊藤良高 熊本学園大学社会福祉学部教授</p>	<p>■分科会1 (事例紹介発表者) ・杉本仁史 (株)富士通北陸システムズ経営管理部 担当課長 ・竹田徹 のと共栄信用金庫常務理事 (コーディネーター) ・名古屋功 金沢大学教授</p> <p>■分科会2 (事例紹介発表者) ・長戸英明 社会福祉法人吉竹福社会理事長 ・谷内迪子 (財)いしかわ子育て支援財団専務理事 (コーディネーター) ・西村真実子 石川県立看護大学教授</p>
<p>■シンポジウム 基調講演 ・パク・ジョアン・スックチャ アパシヨナータInc. ワーク/ライフ・コンサルタント パネルディスカッション (パネリスト) ・神田真秋 愛知県知事 ・神野進 連合愛知会長 ・岡部弘 愛知県経営者協会会長 (コメンテーター) ・パク・ジョアン・スックチャ (コーディネーター) ・鹿嶋敬 実践女子大学教授</p>	<p>■シンポジウム 基調講演 ・江上節子 早稲田大学代大学院客員教授 パネルディスカッション (パネリスト) ・河瀬和典 連合熊本会長 ・瀬谷義子 熊本県知事 ・宮村宜司 熊本県工業連合会会長 ・森正臣 熊本県経営者協会副会長 (コーディネーター) ・江上 節子</p>	<p>■シンポジウム 基調講演 ・萩原なつ子 立教大学准教授 パネルディスカッション (パネリスト) ・泉崎富子 (有)オフィスベっぴん代表取締役社長 ・川淵尚志 連合石川会長 ・谷本正憲 石川県知事 ・村田武 金沢信用金庫理事長 ・輪島藤夫 (株)PFU 代表取締役社長 (コーディネーター) ・萩原なつ子</p>

広島県シンポジウム 1月21日(月)開催	岩手県シンポジウム 2月8日(金)開催	埼玉県シンポジウム2月14日(木)開催
<p>■分科会1 (事例紹介発表者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・梶原啓子 株式会社プレひまわり専務取締役 ・細川匡 デリカウイング株式会社代表取締役社長 (コーディネーター) ・川瀬啓子 安田女子大学教授 <p>■分科会2 (事例紹介発表者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三好久美子 ラーニングネットふくやま副代表 ・若狭利康 広島市中央部商店街振興組合 連合会青年部会長 (コーディネーター) ・薬真寺満里子 広島市ボランティア情報センター 所長 	<p>■分科会1 (事例紹介発表者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・佐々木栄子 (株)平金商店経理部部長 ・林崎一美 (株)ミズサワセミコンダクタ総務部長 (コーディネーター) ・藤澤攻 盛岡大学教授 <p>■分科会2 (事例紹介発表者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阿部利幸 盛岡大通商店街共同組合事務局長 ・両川いづみ NPO 法人 いわて子育てネット副理事長 (コーディネーター) ・亀井千枝子 岩手県南広域振興局保険福祉環 境部管理課長 	<p>■分科会1 (事例紹介発表者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩崎辰哉 武州ガス株式会社社長室人事グルー プマネージャー ・小松君恵 株式会社コマーム代表取締役 ・根岸公江 生活協同組合さいたまコープ参加と ネットワーク推進室企画担当 (コーディネーター) ・渥美由喜 富士通総研主任研究員 <p>■分科会2 (事例紹介発表者)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西川正 NPO 法人市民活動情報センター・ ハンズオン埼玉常務理事 ・坂本純子 NPO 法人新座子育てネットワーク代表理事 ・渡辺新一 埼玉トヨペット株式会社総務部副部長 (コーディネーター) ・西郷泰之 大正大学人間学部教授
<p>■シンポジウム 基調講演</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パク・ジョアン・スックチャ アパシオナータInc. ワーク/ライフ・コンサルタント <p>パネルディスカッション (パネリスト)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さとうみどり 株式会社ハー・ストーリー共同立ち上げ 人 ・城納一昭 広島県副知事 ・宮地稔 連合広島会長 ・山本一隆 広島経済同友会代表幹事 (コーディネーター) ・パク・ジョアン・スックチャ 	<p>■シンポジウム 基調講演</p> <ul style="list-style-type: none"> ・萩原なつ子 立教大学准教授 <p>パネルディスカッション (パネリスト)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂金文昭連合岩手会長 ・菅野 寛 岩手県経営者協会副会長 ・達増拓也 岩手県知事 (コーディネーター) ・鹿嶋敬 実践女子大学教授 	<p>■シンポジウム 基調講演</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パク・ジョアン・スックチャ アパシオナータInc. ワーク/ライフ・コンサルタント <p>パネルディスカッション (パネリスト)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上田清司 埼玉県知事 ・片山修三 連合埼玉会長 ・利根忠博 埼玉県経営者協会会長 (コーディネーター) ・萩原なつ子 立教大学准教授

[別紙]

FAX 送付先 03-3581-0992

少子・高齢化対策第1担当 櫻井あて

平成20年度子育てを支える「家族・地域のきずな」フォーラム全国大会・地方大会の共催について

自治体名 _____

1 内閣府との共催について、該当するものに○印を御記入ください。

ア 共催を希望する。

イ 共催を希望しない。

[アの場合]

(1) 希望する開催時期がありましたら記入してください。

(2) 開催に当たり、ご意見、ご要望等がありましたら記入してください。

2 本国民運動について、ご意見、ご要望等がありましたら記入してください。

3 本件連絡先

担当者名 _____

電話 _____ FAX _____

[別紙]

FAX 送付先 03-3581-0992

少子・高齢化対策第1担当 中川あて

平成19年度官民連携子育て推進フォーラム全国リレーシンポジウムの共催について

自治体名 _____

1 内閣府との共催について、該当するものに○印を御記入ください。

ア 共催を希望する。

イ 共催を希望しない。

[アの場合]

(1) 希望する開催時期がありましたら記入してください。

(2) 開催に当たり、ご意見、ご要望等がありましたら記入してください。

2 本事業について、ご意見、ご要望等がありましたら記入してください。

3 本件連絡先

担当者名 _____

電話 _____ FAX _____

企業参画型子育て支援事業調査研究（内閣府委託）について（お願い）

最近、地方公共団体の単独事業として、子育て家庭がそれぞれの地域の商店街などで割引等のサービスが受けられる事業が広がっていますが、現在、内閣府では、各地で行われているこうした事業の実態調査や分析を行い、その効果影響等について検証することを目的に、下記のとおり委託調査を実施しています（「企業参画型子育て支援事業（パスポート事業等）」）。

すでに本調査への依頼が委託先である（株）ノルド社会環境研究所から届いているかと思いますが、その趣旨をご理解の上、下記調査をはじめとする情報収集へご協力いただけますようよろしくお願い致します。

記

1. 調査の概要

(1) 取組事例の調査

47 都道府県に対してアンケート調査を行い、取組事例を収集し、分類・整理。（現在、既に調査をお願いしているものです。）

(2) 取組事例の現地調査

特色のある事例、他の地域で活用される可能性が高い事例等を対象に現地調査（地方公共団体、協賛店舗、施設等へのヒアリング調査（訪問インタビュー））を実施。

(3) 住民アンケート調査

4つの地域で、取組事例に関する地域住民の意識調査に関するアンケート調査を実施。

(4) スケジュール

- | | |
|---------------|-----------------------|
| (1) 取組事例調査 | 2/14より順次実施（ㄨ切2/27（水）） |
| (2) 〃 現地調査 | 2/20より開始 |
| (3) 住民アンケート調査 | 2/25より開始 |

2. 報告書等

最終的な調査は、上記1の調査に加え、フランスにおける大家族カードの調査結果も盛り込んで作成します。

作成された報告書については、各都道府県をはじめご協力いただきました各地方公共団体等へ配布させていただきます。

〔 資 料 編 〕

- 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略(本文)・・・47
- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
と少子化対策について(関連データ等)65
- 平成 20 年度少子化社会対策関係予算案のポイント
.....85
- 社会保障国民会議(第1回)資料93

(別冊) 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章
仕事と生活の調和推進のための行動指針

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略

(「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議とりまとめ)

平成 19 年 12 月

1 重点戦略策定の視点

(人口構造の変化と社会経済への影響)

- 「日本の将来推計人口(平成 18 年 12 月推計)」は、我が国では、今後一層少子化・高齢化が進行し、本格的な人口減少社会が到来するとの見通しを示している。人口減少社会は単純な人口規模の縮小ではなく、高齢者数の増加と生産年齢人口の減少という「人口構造の変化」を伴うものであり、我が国の経済社会に大きな影響を与えることが懸念される。
- また、労働力人口は、若者や女性、高齢者の労働市場参加が進まず、現状の労働力率のまま推移した場合、総人口の減少を上回る速度で減少する見通しである。この場合、2030 年までに労働力人口は 1,000 万人以上減少することが見込まれ、2030 年以降も生産年齢人口の減少速度の加速により、さらに急速な労働力人口の減少が予想される。

(結婚や出産・子育てに関する国民の希望と現実の乖離)

- 他方、新人口推計の前提となっている今後の結婚や出産の動向(生涯未婚率 23.6%、夫婦完結出生児数 1.69 人、2055 年の合計特殊出生率は 1.26。)と、国民の希望する結婚や出産(約 9 割が結婚を希望、希望子ども数 2 人以上)には大きな乖離が存在する。
- この乖離を生み出している要因は、各種の調査や研究が示唆するところによれば、
 - (結婚) 経済的基盤、雇用・キャリアの将来の見通しや安定性
 - (出産) 子育てしながら就業継続できる見通し、仕事と生活の調和の確保度合い
 - (特に第 2 子以降) 夫婦間の家事・育児の分担度合い、育児不安の度合い
 - (特に第 3 子以降) 教育費の負担感(ただし 1970 年代以降生まれの世代では 1 人目、2 人目からについても負担感が強く意識される傾向)などがあげられる。
- 国民の希望する結婚や出産・子育てが実現したと仮定して出生率を計算すると、1.75 程度となる。結婚や出産は言うまでもなく個人の決定に委ねられるものであるが、国民の希望の実現を妨げる社会的な要因が存在し、それが将来の社会経済に大きな影響を及ぼすことを考えると、この乖離を生み出している要因を除去し、国民の希望が実現できる社会経済環境を整備することは、我が国にとって不可欠な政策課題である。

(今後の人口構造の変化を展望した二つの課題)

- 以上の点を考慮すると、我が国経済社会が今後とも持続的に発展していくためには、

- ① 今後生まれる子どもたちが労働市場に参加することが可能となるまでの間(2030年頃まで)における労働力人口の減少を緩和するために、「若者、女性、高齢者等の労働市場参加」を実現すること
- ② 2030年以降に予想されるより急速な生産年齢人口及び労働力人口の減少を緩和するためにも、「国民の希望する結婚や出産・子育て」をできる限り早く実現することの二つを同時に成し遂げることが不可欠である。

(「車の両輪」となる二つの取組み — 「仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」)

- しかしながら、今日なお、妊娠・出産を機にこれまで就労していた女性の7割が離職することにみられるように、とりわけ女性にとっては、就労と出産・子育ては二者択一の状況となっており、この状況を抜本的に変えない限り、これらの二つの課題の同時達成は不可能である。
- 女性をはじめ働く意欲を持つすべての人の労働市場参加を実現しつつ、国民の希望する結婚・出産・子育てを可能にするためには、
 - ・ 「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」とともに、
 - ・ その社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」(「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を包括的に支援する仕組み)を「車の両輪」として、同時並行的に取り組んでいくことが必要不可欠である。
- 今日、第2次ベビーブーム世代(昭和46～49年生まれ)が30代半ばを迎え、子育て世代の年齢層の人口は既に減少に転じている。また、就労と出産・子育ての二者択一状況が続いた場合には、結婚や出産・子育てに関して、国民が希望を持つことさえ難しくなり、希望水準自体の低下も危惧される。
- 子育て世代の年齢層の人口が大幅に減少する前に、あるいは、結婚や出産・子育てに関する国民の希望水準が低下し、それが一層の少子化を招くという悪循環に陥らないうちに、これら「車の両輪」となる二つの取組みを、できる限り速やかに軌道に乗せることが緊要である。この努力が、我が国の社会経済を持続可能で確かなものとするにつながり、また、そうした社会経済の確かな発展の見通しが、家庭を築き子どもを生み育てる国民の希望と安心につながるものと考えられる。
- もとより少子化対策の外延は広範にわたり、産科・小児科医の確保、奨学金や就学前教育費の保護者負担の軽減については、他の会議等でも検討が進められている。また、重点戦略策定に向けた議論の過程においては、職住近接などの住環境の問題、子育て家庭が移動しやすい交通の問題等についても課題として指摘された。

このように少子化対策として取り組むべき様々な課題がある中で、人口減少、とりわけ労働力人口の急速な減少に対応し、我が国の経済社会の持続的な発展を図るには、就労と出産・子育ての二者択一構造の解消という点に戦略的な対応が必要との認識から、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」及びその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」について重点的に検討を行い、本重点戦略をとりまとめた。

2 仕事と生活の調和の推進

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に沿って、個々の企業の実情に合った効果的な進め方を労使で話し合い、自主的に取り組んでいくことが基本であるが、我が国の社会を持続可能で確かなものとするに関わるものであることから、国と地方公共団体も、企業や働く者、国民の取組を積極的に支援するとともに、多様な働き方に対応した子育て支援や介護などのための社会的基盤づくりを積極的に行う。

(「憲章」及び「行動指針」の策定)

- 仕事と生活の調和の推進に関しては、19年12月に
 - ・ 国民的な取組の大きな方向性を示すものとして、仕事と生活の調和の必要性、仕事と生活の調和が実現した場合の社会の姿とその実現に向けた関係者が果たすべき役割を示した「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」
 - ・ 企業や働く者、国民の効果的取組、国や地方公共団体の施策の方針を示した「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を策定した。

(仕事と生活の調和が実現した社会の姿)

- 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「憲章」に明示されているように、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。
- より具体的には、
 - ① 就労による経済的自立が可能な社会 — 経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる
 - ② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会 — 働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる
 - ③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会 — 性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている

社会を目指すべきである。

(関係者が果たすべき役割)

- 仕事と生活の調和の実現のため、それぞれの関係者が「憲章」に明示された以下のような果たすべき役割に沿って、「行動指針」に定める具体的取組を推進する。
 - ・ 企業と働く者 — 協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。
 - ・ 国民 — 一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。
 - ・ 国 — 国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進、支援策に積極的に取り組む。
 - ・ 地方公共団体 — 仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図る。

(数値目標の設定と進捗状況の把握・評価、政策への反映)

- 仕事と生活の調和した社会の実現に向けた各主体の取組を推進するための社会全体の目標として、取組が進んだ場合に達成される水準として①～③について 10 年後の数値目標(及び中間的な目標値として 5 年後の数値目標)を設定するとともに、数値目標を含む関連指標を合成して実現度指標を作成する。これらにより、仕事と生活の調和した社会の実現に向けた全体としての進捗状況を把握・評価し、政策への反映を図る。
 - ① 就労による経済的自立が可能な社会 — 就業率(②、③にも関わる)、時間当たり労働生産性の伸び率(②、③にも関わる)、フリーターの数
 - ② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会 — 労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合、年次有給休暇取得率、メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業所割合
 - ③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会 — テレワーカー比率、短時間勤務を選択できる事業所の割合(短時間正社員制度等)、自己啓発を行っている労働者の割合、第 1 子出産前後の女性の継続就業率、保育等の子育てサービスを提供している割合、男女の育児休業取得率、6 歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事関連時間
- ※ (参考)「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で設定された数値目標

3 包括的な次世代育成支援の枠組みの構築

今後の人口構造の変化に対応して、仕事と生活の調和を推進し、かつ、国民が希望する結婚や出産・子育ての実現を支えることに早急かつ戦略的な対応が必要であることにかんがみ、

- ・ 次世代育成支援に関連する給付・サービス、とりわけ仕事と子育ての両立や家庭における子育てを支える社会的基盤となる現物給付を体系的かつ普遍的に提供し、

- ・ 必要な費用についてはこれを次世代の負担とすることなく、給付の性格や施策間の整合、連携を考慮しつつ、国、地方公共団体の公費負担、事業主や個人の子育て支援に対する負担・拠出の組合せにより支える

具体的な制度設計の検討について、直ちに着手の上、税制改革の動向を踏まえつつ速やかに進める。

(現行の給付・サービスの制度的な課題)

○ 現行の次世代育成支援に関連する給付・サービス全体を通じた制度的な課題としては、医療保険、雇用保険、児童福祉、母子保健等の各制度において、それぞれの制度の考え方に基づいて給付内容や費用負担の方法等が定められ、どのような支援ニーズに対して、どのような給付が保障されるか体系立った制度となっていないこと、欧州諸国に比べて現金給付、現物給付を通じて家族政策全体の財政的な規模が小さく、家族政策を支える負担についての明確な国民的合意も形成されているとは言い難い状況であることなどがあげられる。

○ 欧州諸国の経験に照らせば、現金給付、現物給付のバランスをとった家族政策の充実が必要であるが、

- ・ 今後、我が国が急速な人口減少、労働力人口の減少に直面する中で、誰もが意欲と能力に応じて働くことのできる環境整備を進め、就業率の向上を図ることが必要であり、

- ・ また、出生率の回復したフランスなどでは、近年、保育サービスの充実など仕事と家庭の両立支援を軸とした家族政策が展開されている

ことにかんがみると、とりわけ現物給付の充実を図り、女性をはじめ働く意欲を持つすべての人の労働市場参加と国民の希望する結婚・出産・子育てを可能にする社会的基盤を構築することが喫緊の課題である。

(新たな枠組みの構築の必要性)

○ 仕事と生活の調和を推進し、国民の希望する結婚や出産・子育ての実現を支える社会的な基盤を構築するためには、以下のような考え方で給付・サービスを再構築するとともに、国全体として、このような給付・サービスが全国どの地域でも体系的に整備され、す

すべての子どもや子育て家庭に普遍的に提供される枠組みを構築するとともに、それぞれの地域においては、地域の実情を踏まえて、給付・サービスの整備に積極的に取り組んでいく必要がある。

① 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援

- ・ 出産前から 3 歳未満の時期 — この時期の支援への重点的な取組、就業希望者を育児休業と保育、あるいはその組合せでカバーできる体制・仕組みの構築、それぞれの制度における弾力化による多様な選択を支える切れ目のない支援
- ・ 3 歳から小学校就学前の時期の支援 — 認定こども園と短時間勤務の普及・促進
- ・ 学齢期の放課後対策 — 全小学校区での「放課後子どもプラン」の実施による空白地区の解消、対象児童の増加に対応した 1 学校区当たりのクラブ数の増加による保育所から放課後児童クラブへの切れ目のない移行と適正な環境の確保

② すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービス

- ・ すべての子育て家庭に対する一時預かり制度の再構築 — すべての子ども・子育て家庭に対するサービスとして機能するよう事業を再構築し、一定水準のサービス利用を普遍化
- ・ 子育て世帯の支援ニーズに対応した経済的支援の実施 — 子育て世帯の支援ニーズに対応し、現金給付と税制を通じて総合的に経済的支援を実施

③ すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域の取組

- ・ 妊婦健診の支援の充実 — 望ましい受診回数を確保するための支援の充実
- ・ 各種の地域子育て支援の面的な展開と当事者主体の取組の重視 — 全市町村で生後 4 か月までの全戸訪問を実施、小学校区すべてに地域子育て支援拠点を面的に整備
- ・ 安全・安心な子どもの居場所の設置 — 全小学校区における放課後子ども教室の実施（「放課後子どもプラン」）
- ・ 家庭的な環境における養護の充実など適切な養育を受けられる体制の整備 — 家庭的な環境における養護の充実、施設機能の見直し など

（現物給付を優先した家族政策の充実と効果的な財政投入の必要性）

- 現在、OECD の社会支出の「家族」部門に準拠して、我が国の児童・家族関係の社会支出額を推計すると、およそ 4 兆 3,300 億円（GDP の 0.83% に相当）となっている。
- 次世代育成支援に関する給付・サービスは多岐にわたるが、今後の人口構造の変化に対応して、仕事と生活の調和を推進し、かつ、国民が希望する結婚や出産・子育ての実現を支えることに早急かつ戦略的な対応が必要であることにかんがみると、先述した考え方に示した給付・サービスの充実、とりわけ仕事と子育ての両立や家庭における子育てを